

令和5年度 愛西市下水道使用料等検討委員会会議録（概要）

会 議 名	令和5年度 第4回愛西市下水道使用料等検討委員会
開 催 日 時	令和5年12月4日（月） 午後1時54分から午後3時10分まで
開 催 場 所	愛西市役所南館1階 会議室1-3
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	0人
協 議 事 項 等	(1) 愛西市下水道使用料等改定案の決議について (2) 答申書（案）について (3) その他
公開／非公開の別	公開
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	・ 委員会次第 ・ 【資料一覧】 資料番号1 愛西市下水道使用料等改定案の決議について 資料番号2 答申書（案1） 資料番号2 答申書（案2）
審 議 経 過	別紙のとおり

令和5年度 愛西市下水道使用料等検討委員会委員

役 職	氏 名	要綱号番号(選出区分)・備考
会 長	篠又 慶次	第1号
副会長	齊藤 由里恵	第1号
委 員	松永 恵美子	第2号
委 員	奥田 哲弘	第2号
委 員	猪飼 常雄	第2号
委 員	山田 信行	第2号
委 員	石原 光	第2号
委 員	水谷 信夫	第2号
委 員	岡田 京子	第3号
委 員	清水 隆治	第3号
委 員	田中 裕司	第3号
委員会設置要綱 第3条 第1号 識見を有する者 第2号 各種団体の代表者 第3号 愛西市下水道事業処理区域内の使用者		

事務局（愛西市役所 上下水道部 下水道課）

氏 名	氏 名	氏 名
部長 山田 英穂	課長 山岸 忠則	課長補佐 猪飼 小百合
課長補佐 桑原 有嘉子	主査 山村 修一	主任 伊藤 優希
主事 重村 みいみ		

審議経過

発言者	内容（概要）
会長	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>本日はお忙しい中、第4回本委員会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>今回は4回目になりますので、今まで検討した改定案等について決議していただきます。決議にあたっては確認したい項目があると思います。時間を設けますので意見をいただき、意見がなくなり次第、決議に移ります。積極的な発言をいただき、進行についてはスムーズにいきますよう協力をお願いします。</p>
事務局	<p>以降の会議進行につきましては、本委員会の設置要綱第6条第2項により、議長は会長をお願いします。</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 愛西市下水道使用料等改定案の決議について</p>
会長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【資料一覧 資料番号1に基づき説明】</p> <p>○説明の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛西市下水道使用料等改定案の決議について
会長	<p>事務局から説明がありましたが、ご質問等がありますか。</p>
委員A	<p>4. 使用料加算額について確認したいことがあります。</p> <p>1使用月に6㎡と3㎡とあります。浴槽の標準が200ℓから300ℓ入るとし、そのうち80%の湯量使用として、1か月を30日で計算すると4.8㎡から5㎡になるような計算をしていますか。どちらにしても根拠は必要になってくると思います。</p> <p>また、井戸水について、下水に流入されている井戸水の使用ですか。</p> <p>一般家庭で使う簡易水道や井戸水と業務用では桁が違い、業務用になると下水道と関係無いところで処理されているものが多いと思いますので、最初の条件設定をお伺いします。</p>
事務局	<p>6㎡については、一般的にお風呂を1回沸かすのに必要な水量が140ℓから200ℓになります。1回あたり200ℓを30日使用した場合、6,000ℓになり㎡に置き換えると6㎡になります。また、公共下水道（以下「公共下水」という。）においてもこのような値になっていますので、統一を踏まえ、1人当たり6㎡と提示しました。</p> <p>井戸水については、業務用ではなく一般家庭を想定しています。</p>

会長	3 m ³ の根拠はどうか。
事務局	公共下水道に合わせています。併用する場合は、1 か月 6 m ³ の半分 3 m ³ に設定しました。
委員 A	私の認識では、簡易水道や井戸水が使われている区域が農業集落排水（以下「集落排水」という。）だと思います。当時、集落排水を行う段階で上水以外は接続してはいけないという制度があったと思うので、集落排水に接続している認識がありませんでした。今後、集落排水に接続されているかの確認をとりますか。
事務局	来年度予算で現地調査をするための委託費を計上する予定です。
委員 A	接続しているところもあるということですか。
事務局	以前にアンケートを取りましたので、それを基に現地確認を行う予定です。
会長	その他、質問よろしいでしょうか。
事務局	加算水量について資料等を整え次第、委員の方に提示させていただきます。公共下水道の 3 m ³ 加算は当時決められておりますが、水道使用量として 1 人当たり平均 6 m ³ というところです。説明をしていく上で積算根拠資料を準備したいと思います。
会長	その他、質問よろしいでしょうか。 (他に意見なし)
会長	意見がないようですので、決議に移ります。 資料番号 1 にある順番で進めてもよろしいでしょうか。 (他に意見なし)
会長	協議事項 1-1 の基本使用料について、どちらかに挙手をお願いします。 アの 1,000 円（税抜き）に賛成する方は挙手をお願いします。 (委員挙手なし)
会長	イの 1,200 円（税抜き）に賛成する方は挙手をお願いします。

<p>会長</p>	<p>(委員 11 人挙手)</p> <p>それでは、イの 1,200 円 (税抜き) に決定します。 協議事項 1-2 の従量使用料について、3 つのうちどれかに挙手をお願いします。 アの 2 段階に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員挙手なし)</p> <p>イの 3 段階に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員 3 人挙手)</p> <p>ウの 4 段階に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員 8 人挙手)</p> <p>従量使用料につきましては、ウの公共下水道の使用料体系に合わせた 4 段階に決定します。 協議事項 2 の公共下水道事業の下水道使用料の改定について、3 つのうちどれかに挙手をお願いします。 アの事業環境が変わった際に検討するに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員 2 人挙手)</p> <p>イの次回下水道使用料等見直し時に検討するに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員 7 人挙手)</p> <p>ウの改定するに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員 2 人挙手)</p> <p>それでは、公共下水道事業の下水道使用料の改定についてはイに決定します。 協議事項 3 の農業集落排水等維持管理分担金について、どちらかに挙手をお願いします。 アの廃止するに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(委員 10 人挙手)</p> <p>イの基本使用料と同額に変更するに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員 1 人挙手)</p> <p>それでは、農業集落排水等維持管理分担金についてアに決定します。 協議事項 4 について、どちらかに挙手をお願いします。 アの改定するに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員 11 人挙手)</p> <p>イの改定しないに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(委員挙手なし)</p> <p>それでは、温泉・井戸水・簡易水道使用に伴う使用料加算額についてアに決定します。</p>
<p>事務局</p>	<p>(1) について決定しましたので、(2) の答申書 (案) について事務局より説明をお願いします。</p> <p>【資料一覧 資料番号 2-1、2-2 に基づき説明】</p> <p>○説明の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書 (案 1) ・ 答申書 (案 2)
<p>会長</p>	<p>答申書 (案) について前回資料より変更がありますので、1 番及び 5 番から 7 番までについて意見をお願いします。なお、それぞれの項目について承認をいただきたいので、初めに 1 番の改定に至る経緯についてご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>1 番について承認をいただきましたのでお願いします。 続きまして、5 番の改定時期についてご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>5 番について承認をいただきましたのでお願いします。</p>

委員 B	2. 下水道使用料の改定について 1) の「なお、改定後の下水道使用料は、別表 1 のとおりとする。」とありますが、改定後の使用料としながら、現行の料金表も掲載されています。正確にいうならば、「改定前後の下水道使用料」にすべきではありませんか。「改定前」というのは、「現行」になります。「現行」と書くのが正しいと思いますがいかがでしょうか。
副会長	こちらは改定後の使用料体系を示しているのです、別表 1 (改定後) として表が分かるようにしたほうが良いと思います。
委員 B	例えば別表 1 は (改定後)、参考として別表 2 は (現行) を載せると具体的に分かりやすいです。4 ページ、5 ページであれば、4 ページに現行、5 ページに改定後のスリムな表を載せると現行と改定後で統一されることが分かると思います。
副会長	見開きの方が分かりやすいと思いますが、これだけの内容があると長くなります。
委員 B	もう少し見やすくした方が、議会に説明する際に良いと思います。
副会長	今回は改定後の使用料を示し、また、改定前がどうだったのかということ載せていると思います。
会長	改定後の使用料がベースになります。 副会長がおっしゃる書き方はどういったものですか。
副会長	2 ページの「別表 1 のとおりとする。」を「別表 1 (改定後) のとおりとする。」と示す方法や、現行を参考にする方法があります。現行を残す場合は、別表 1 の【改定前】の使用料体系を参考にするのも良いと思いました。
会長	事務局、どうでしょうか。
事務局	2 ページの「なお、改定後の下水道使用料は、別表 1 のとおりとする。」は、「改定後の」を消し、「なお、下水道使用料は、別表 1 【改定後】」にしたいと思います。 4 ページ以降の【改定前】は【現行】と改め、表については比較できるようにし、議案への上程とは別物になります。そのため、1. 下水道使用料は現行と改定後を見開きで分かりやすくしたいと思っています。
会長	項目ごとに現行と改定後の分かりやすい表にし、改定前は現行とすることについて承認いただいてもよろしいでしょうか。

	(意見なし)
会長	修正したもので承認いただきましたのでよろしくお願いします。 2番から4番について、文言を含めよろしいでしょうか。
	(意見なし)
会長	6. 今後の改定方針についてよろしいでしょうか。
	(意見なし)
会長	異議も無いようですので、承認を頂いたこととします。 7. 附帯意見について検討1、検討2の文言を含め、意見がありましたらお願いします。
副会長	私は、検討1の少量使用者を使用者にした方が良いと思います。少量使用者への配慮と言いたくなってしまいますが、必ずしも少量使用者が生活弱者か分かりません。それ以外のところの使用区分においても生活に困窮している人、生活弱者と言われる方は存在していると思います。少量使用者を実情が分からないだけで明記してしまうのは少し乱暴な議論になると思います。ここで言いたいのは、企業経営者、大幅な改定で生活に対して困窮、不安に陥ることがないように、使用者とした方が適切だと思います。 下水道の経営として独立採算制をうたっているのでどこかに偏った使用料改定は望ましくないと思います。限定されないような形で配慮しながら検討していくべきなので、使用者だけにするのが良いと思います。
会長	その他、質問よろしいでしょうか。
委員B	副会長の意見に賛成です。
委員C	私も副会長の意見に賛成です。2. 下水道使用料の改定について1)の「基本使用料は、少量使用者の負担軽減を目的とし」とありますが、附帯意見にあえて少量使用者を入れる必要があるのかと思います。少量使用者への負担軽減は大事ですが、中間層の人も使用料は上がることになります。使用者という形で一括りにすれば意味合いとして良いと思います。
委員A	使用者については賛成です。検討2の「市民生活や経済活動を鑑みて配慮されたい。」の言い回しが分かりません。もう少し簡潔に「社会情勢や経済情勢を考慮して」と軽くされた方が良いと思います。

会長	そうなるとうなりますか。
委員 A	社会情勢と経済情勢を並列して良いかの議論も分かれると思いますが、他市町村でもあるように1、2年下水道使用料の改定を伸ばしたりするための記述があればと思います。「鑑みて」という言葉がどうかと思います。
会長	「鑑みて」の代わりにどのような言葉が良いですか。
委員 A	「鑑みて」だけを削除して「配慮されたい」が良いと思います。
委員 B	健全経営になることを目標にした表現を入れた方が良いと思います。
会長	<p>附帯意見の検討1、2の使用者は個別に強調しない形でと意見をいただきましたが、承認いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
会長	検討2の「市民生活や経済活動を鑑みて」について事務局から何かありますか。
事務局	「社会情勢や経済情勢を配慮されたい。」でよろしいですか。
委員 B	私は、「使用者の急激な負担増にならないよう配慮されたい。」が良いと思います。
会長	その他、質問よろしいでしょうか。
事務局	2ページの2.下水道使用料の改定について1)にある「少量使用者」の「少量」は削除し、「使用者」に統一します。
会長	2ページは、「基本使用料は、使用者の負担軽減を目的とし、」に変更し、3ページは、「使用料改定にあたっては、使用者の急激な負担増にならないように配慮されたい。」になりますがいかがでしょうか。
委員 B	<p>7. 附帯意見についてお願いがあります。</p> <p>維持管理分担金は、先ほど廃止すると決議されました。廃止することで接続者が停滞することのないよう、接続を勧奨するような対応策をきちんと取る文言を附帯意見に入れられないでしょうか。</p>
委員 C	私も維持管理分担金の廃止に賛成をしましたが、当時、維持管理分担金をなぜ設けたかという、いち早く接続をしてもらうためでした。こちらを廃

<p>会長</p>	<p>止することで接続した人との不公平感が出てきます。維持管理分担金を納めてもらうことで早く接続してもらうためでもありました。維持管理分担金を廃止することで接続しなくても良いという雰囲気になるのは良くないので、市においても接続率 100%に近づけるようにしていただきたいです。</p> <p>7. 附帯意見について「農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の汚水処理施設の統廃合による施設の合理化や下水道事業の整備済み区域の接続促進に向けた取組に努められたい。」とありますが、事務局はここで集落排水を含めた接続促進を考えていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。</p>
<p>会長</p>	<p>維持管理分担金を廃止したので、接続が進むような取り組みについて記載できますか。</p>
<p>委員 B</p>	<p>集落排水やコミュニティ・プラント「以下「コミプラ」という。」は、地域の皆さんからの申請にもとづいて行っている事業なので、接続に協力してもらえるような表現にできませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>維持管理分担金制度を廃止すべきではないという部分がありますが、収益においてはマイナスになります。そのことについて、集落排水は同意のもとで整備された事業ですので、今後は、今までの接続促進とは違った、制度を廃止する対策を強調した方が良いと思いました。</p> <p>集落排水は、公共下水道とは違い、同意のもとで事業が進められていると認識していますので、資料を作成します。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の決議において維持管理分担金は廃止となりましたが、それを踏まえた資料ではないので、「接続促進に向けた取り組みに努められたい。」の言葉は事務局で適切な言葉に変更していただき、最終の案をお示しいただくことでお願いします。</p> <p>その他、意見いかがでしょうか。</p> <p>(他に意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>答申書(案)を郵送してもらい、委員に見ていただいた上で意見が無ければ、答申書(案)を最終としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 B</p>	<p>5 ページの公共下水の使用料について税抜きで掲載されています。根拠条例の別表では、税込の金額で表示されていますが、なぜこれを税抜きにされたのですか。</p>

事務局	条例等は税抜き表示に変更しております。
委員 B	公共下水道条例は改正されていないのですか。
事務局	公共下水道条例も使用料改定ではなく、税込を変えていかないといけないと思っています。
委員 B	条例を引用するのであれば、当然 5 ページの公共下水道の表も税込にすべきだと思いますが、わざわざ税抜きにされたのには意味があるのかと思いました。
事務局	答申書に関しては、税込、税抜きでバラバラではいけないので、統一した表にしました。
委員 B	4 ページの現行の表は全て税込ですが、5 ページの現行の表が税抜きになっており違和感を覚えました。
事務局	公共下水道の条例でも税込になっています。
委員 B	税抜き表記にしているのは、今後揃えていくことを考えて税抜きにしたのかと思いました。
事務局	八開区域、佐織区域の地域し尿処理施設では税額で割り切れない部分があるので、「消費税を含む」としました。公共下水の 5 ページの現行は、「消費税を含む」にします。
委員 B	海部南部水道の領収書を見ると、上水道も下水道も税込で表記され、括弧書きで内税が書かれている。使用料の表を定めるにあたり税抜きではなく、税込にしないと利用者をごまかすように思えます。別表の規定は税抜きで、領収書は税込みで打ち出されています。今回の改定で直されれば良いですが、微妙な金額でも税抜き表記の方が安く感じます。ごまかそうという気持ちが事務局にはあったのではと感じます。
事務局	領収書は、今年の 10 月からインボイス制度が導入され、消費税額を明確に表示しないといけない国の制度が始まりました。
委員 B	そうなる と明確に表記しないといけないことになります。
事務局	そちらの領収書には消費税額が表示されています。

委員 B	括弧書きで内税になっています。
事務局	条例については、消費税法の改正に伴い、税率が変わる可能性があります。また、他市町村の条例を確認すると、税抜き表示の条例になっています。
委員 B	税抜き表示にしてごまかそうとしているのだと思いました。
委員 C	使用料の条例上の例規集がありますが、別表の表記は使用料のみならず税抜きになっているのですか。
事務局	今は税込ですが、税抜きに変えていっています。
委員 C	前回資料の資料番号 1 は税込表記になっています。今回の答申書（案）の現行は税込で、改定後は税抜きになっています。比較していた時に税込の表記であれば一目瞭然ですが、表記が異なったため正直違和感がありました。将来的に条例改正で使用料、手数料関係も税抜きとなれば良いですが、答申書の資料として整合性を取るのであれば、個人的な意見としては税込にさせていただいた方が分かりやすかったです。
委員 A	インボイスの関係で私の方でも料金設定をしますが、消費税は国が決めることなので変わっても良いように、行政だけでなく全体的に消費税は別に定めていくのが主流です。そうしないと、消費税が変わるたびに全部変えていかないとはいけません。
委員 C	そちらについては分かります。ただ、答申書の資料として現行は税込で、将来的なことを考えるのであれば税抜きで構いませんが、審議するにあたって分かりやすい資料を提示してもらうのであれば、前回資料の資料番号 1 の税込金額が分かりやすかったため発言させていただきました。
委員 A	こちらは一般に公表しますか。
事務局	ホームページに載せる形になります。
委員 A	上水道課の分が載っていなかったもので、2 人が言うように市民向けに出すのであれば税込の方が前後して分かりやすいです。
委員 B	括弧書きでも良いので税抜きを明記してもらいたいです。
事務局	ホームページに載せる時は、答申書を市長に提出された以降になります。

委員A	市長に出す資料は、委員会での意見を行政に出す資料なので良いと思います。ただ、一般の人が見るか見ないかによって変わります。
事務局	委員の意見を参考にしたいと思いますので、答申書に関しては税込で全て統一して作り直したいと思います。
委員C	これまでの資料は税込でいただいていたので非常に分かりやすかったですが、今回もらった資料が税抜きになり比較した時に見にくいという思いがありました。
会長	それでは、現行も改定後も税込の分かりやすい表にすることになります。別表1は文言の修正に加えて、税込に変えていただきます。そのような形でよろしいでしょうか。
副会長	その際の注意書きで、今回のような現行が税込になっている旨の説明があった方が次回改定する時に分かりやすいと思います。水道も10%ですか。
会長	そうです。
副会長	軽減税率の対象ではないですか。
事務局	違います。
会長	<p>現行が税込で、改定後が税抜きなのは勘違いしやすいと思います。国も総額表示と強く言っていましたが、インボイスでは税込でも税抜きでもどちらでも良いと書かれています。その代わりに10%対象で消費税が書かれており、税込が表記されています。</p> <p>別表についても意見をいただきましたので、意見に沿った形で修正し、最終の答申案について委員の皆様方にお示しして、意見が無ければ最終案としますがよろしいでしょうか。</p> <p>(他に意見なし)</p> <p>(3) その他</p>
会長	事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>本委員会について、ご審議いただき誠にありがとうございました。</p> <p>今後の予定としまして、本日、本委員会の決議を受け、郵送にて皆様に送付します。ご意見が無いことを確認した後、1月上旬に市長への答申を行う</p>

<p>会長</p>	<p>予定です。市長への答申後、令和6年3月議会において、愛西市下水道条例及び愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する議案を市議会に上程し、議案が可決されますと、令和7年4月1日から新使用料として施行されることになります。施行までには1年の準備期間がありますので、広報あいさい及び市ホームページを活用して、丁寧な説明、周知を行っていきます。</p> <p>また、今回の会議録を公開するにあたっては、内容を会長に確認いただいた後に、市のホームページに公開しますのでよろしくお願ひします。</p> <p>その他について確認したいことはありますか。</p> <p>(他に意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、第4回本委員会を終了いたします。</p> <p>また、今回をもちまして、愛西市下水道使用料等検討委員会も終了となります。長期間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。</p>